第Ⅱ編　運営業務編

西海市エネルギー回収推進施設整備・運営事業

要求水準書

第Ⅱ編　運営業務編

＜目　次＞

第1章　総　　則

第1節　本書の位置付け

「西海市エネルギー回収推進施設整備・運営事業　運営業務　要求水準書」（以下「本要求水準書」という。）は、西海市(以下「市」という。)が「西海市エネルギー回収推進施設整備・運営事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者の募集・選定にあたり応募者を対象に交付する入札説明書等と一体のものであり、本事業において整備する「エネルギー回収推進施設」の運営業務（以下、「本業務」という。）に関して、市が本事業に係る基本契約に基づく運営委託契約を締結する選定事業者の構成員により設立される特別目的会社（以下、「事業者」という。）に対して要求するサービスの水準を示し、応募者の提案に具体的な指針を与えるものである。

第2節　事業概要

1.　事業実施場所

長崎県西海市西海町太田和郷　地内

2.　敷地面積

約 9,600 ㎡

3.　事業者の業務範囲

事業者の業務範囲は、本施設に関する以下の業務とする。

1）　受付管理業務
2）　運転管理業務
3）　維持管理業務
4）　環境管理業務
5）　有効利用業務
6）　情報管理業務
7）　関連業務

4.　運営業務期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 42 年 3 月 31 日までの 15 年間とする。

第3節　対象施設・対象廃棄物

1.　対象施設

本業務における対象施設は以下のとおりである。

（仮称）西海市クリーンセンター（以下「本施設」という。）

2.　対象廃棄物

2.1　本施設

１）処理対象廃棄物

「第Ⅰ編　設計・建設業務編　第１章第２節 1.2 計画ごみ質」参照

２）処理対象量

「第Ⅰ編　設計・建設業務編　第１章第２節 1.2 計画ごみ質」参照

3.　公害防止条件

本施設の公害防止条件は、「第Ⅰ編　設計・建設業務編　第１章第２節 10 公害防止基準」を踏まえ、事業者の提案とする。

4.　ユーティリティー条件

本施設におけるユーティリティー条件は、「第Ⅰ編　設計・建設業務編　第１章第１節 7.4 ユーティリティー等」に示す通りである。

5.　本施設の基本性能

本要求水準書に示す施設の基本性能とは、本業務開始時に本施設がその設備によって備え持つ、施設としての機能であり、「第Ⅰ編　設計・建設業務編　第１章第６節性能保証」に示す引渡し時において確認される施設の性能である。

第4節　一般事項

1. 要求水準書の遵守

事業者は、要求水準書に記載される要件について、本業務期間中遵守すること。

2. 関係法令等の遵守

事業者は本業務期間中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「下水道法」、「労働安全衛生法」等の関係法令等を遵守すること。「表 1-10　関係法令等例示」に関係法令等の例を示す。

3. 生活環境影響調査書の遵守

事業者は本業務期間中、西海市エネルギー回収推進施設整備に係る生活環境影響調査書を遵守すること。また、市が実施する調査または事業者が自ら行う調査により、環境に影響が見られた場合は、市と協議の上、対策を講じること。

4. 西海市ごみ処理実施計画の遵守

事業者は本業務期間中、市が毎年度定める「西海市一般廃棄物処理実施計画」を遵守すること。

5. 関係官公署の指導等

事業者は本業務期間中、関係官公署の指導等に従うこと。なお、法改正等に伴い施設の改造等が必要な場合、その費用の負担は契約書に定める。

6. 官公署等申請への協力

事業者は、市が行う運営に係る官公署等への申請等に全面的に協力し、市の指示により必要な書類・資料等を提出しなければならない。なお、事業者が行う運営に係る申請に関しては、事業者の責任により行うこと。

表 1-1　関係法令等例示

循環型社会形成推進基本法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 下水道法 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 エネルギーの使用の合理化に関する法律 環境基本法 大気汚染防止法 水質汚濁防止法 騒音規制法 振動規制法 悪臭防止法 ダイオキシン類対策特別措置法 土壌汚染対策法 都市計画法 河川法 道路法 農地法 建築基準法 消防法 労働基準法 計量法 電波法 森林法 有線電気通信法 高圧ガス保安法 電気事業法 水道法 浄化槽法 労働安全衛生法 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 循環型社会形成推進交付金交付要綱 循環型社会形成推進交付金交付取扱要領 社会資本整備総合交付金交付要綱 （該当年度版）	毒物及び劇物取締法 圧力容器構造規格 クレーン等安全規則及びクレーン構造規格 内線規程 日本工業規格(JIS) 電気規格調査会標準規格(JEC) 日本電機工業会標準規格(JEM) 日本電線工業会標準規格(JCS) 日本照明器具工業会規格(JIL) 日本油圧工業会規格(JOHS) ごみ処理施設性能指針 廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱 作業環境測定法 事務所衛生基準規則 国土交通省公共建築工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編） 西海市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 西海市下水道条例 佐世保市火災予防条例 その他諸法令、規格等

7. 市及び所轄官庁への報告

施設の運営に関して、市及び所轄官庁が報告、記録、資料提供等を要求する場合は、速やかに対応すること。なお、所轄官庁からの報告、記録、資料提供等の要求については市の指示に基づき対応すること。

8. 市への報告・協力

1）本施設の運営に関して、市が指示する報告、記録、資料等を速やかに提出すること。

2）定期的な報告は、「第 8 章　情報管理業務」に基づくものとし、緊急時・事故時等は、「11. 緊急時対応」に基づくこと。

3）市への報告については、「第 2 章　1.　業務実施体制」に基づくこと。

9. 市の検査

市が事業者の運転や設備の点検等を含む運営全般に対する立ち入り検査を行う時は、事業者は、その監査、検査に全面的に協力し、要求する資料等を速やかに提出すること。

10. 労働安全衛生・作業環境管理

1）事業者は労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業者の安全と健康を確保するために、本業務に必要な管理者、組織等の安全衛生管理体制を整備すること。

2）事業者は、整備した安全衛生管理体制について市に報告すること。安全衛生管理体制には、ダイオキシン類へのばく露防止上必要な管理者、組織等の体制を含めて報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告すること。

3）事業者は安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。

4）事業者は作業に必要な保護具及び測定器等を整備し、従事者に使用させること。また、保護具及び測定器等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。

5）事業者は「廃棄物ごみ焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発第 401 号の 2、平成 13 年 4 月 25 日）に基づきダイオキシン類対策委員会を設置し、委員会において「ダイオキシン類へのばく露防止推進計画」を策定し、遵守すること。なお、ダイオキシン類対策委員会には、廃棄物処理施設技術管理者等市が定める者の同席を要すること。

6）事業者は「廃棄物ごみ焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発第 401 号の 2、平成 13 年 4 月 25 日）に基づき、従事者のダイオキシン類ばく露防止対策措置を行うこと。

7）事業者は本施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。

8）安全作業マニュアルは施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。

9）事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、労働安全・衛生上、問題がある場合は、市と協議の上、施設の改善を行うこと。

10）　事業者は労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業者に対して健康診断を実施し、その結果及び結果に対する対策について市に報告すること。

11 ） 事業者は従業者に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。
12 ） 事業者は安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。訓練の開催ついては、事前に市に連絡し、市の参加について協議すること。
13 ） 事業者は場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つこと。

11. 緊急時対応

1 ）事業者は、災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害を防止に努めること。
2 ）事業者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧、市への報告等の手順等を定めた緊急対応マニュアルを作成し、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行うこと。なお、事業者は作成した緊急対応マニュアルについて必要に応じて随時改善していかなければならない。
3 ）事業者は、台風・大雨等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我などが発生した場合に備えて、警察、消防、市等への連絡体制を整備すると共に、自主防災組織及び警察、消防、市等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告すること。
4 ）緊急時に防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行うこと。また、訓練の開催については、事前に市に連絡し、市の参加について協議すること。
5 ）事故が発生した場合、直ちに事業者は、事故の発生状況、事故時の運転記録等を市に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、市に提出すること。

12. 急病等への対応

1 ）事業者は、本施設の利用者等の急な病気・けが等に対応できるように、簡易な薬品等を用意するとともに、急病人発生の対応マニュアルを整備すること。
2 ）事業者は、整備した対応マニュアルを周知し、十分な対応が実施できる体制を整備すること。
3 ）AED を設置すること。

13. 地元雇用

事業者は、施設の運営に当たっては、市での雇用促進に配慮し、地元企業の積極的な活用を図ること。

14. 災害発生時の協力

震災その他不測の事態により、計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生するなどの状況に対して、その処理を市が実施しようとする場合、事業者はその処理処分に協力すること。

15. 作成書類・提出書類

事業者は、本業務の実施に際し、各業務の実施に必要な事項を記載した事業実施計画書を事業開始前に市に提出し、市の承諾を受けること。

なお、提出する事項等について以下に例を示すが、事業開始後に市と協議し、決定する。

表 1-2 事業実施計画書の構成（参考）

①受付管理業務実施計画書
②運転管理業務実施計画書 ・業務実施体制表 ・月間運転計画、年間運転計画 ・運転管理マニュアル ・運転管理記録様式 ・日報・月報・年報様式　　等を含む
③維持管理業務実施計画書 ・業務実施体制表 ・調達計画 ・点検・検査計画 ・補修・更新計画　　等を含む
④環境管理業務実施計画書 ・環境保全基準 ・環境保全計画 ・作業環境基準 ・作業環境保全計画　　等を含む
⑤有効利用業務計画書 ・有効利用計画　　等を含む
⑥情報管理業務実施計画書 ・各種報告書様式 ・各種報告書提出要領　　等を含む
⑦関連業務実施計画書 ・清掃要領・体制 ・防火管理要領・体制 ・施設警備防犯要領・体制 ・見学者対応要領・体制 ・住民対応要領・体制　　等を含む
⑧その他 ・緊急対応マニュアル ・安全管理衛生体制 ・安全作業マニュアル　　等を含む

第5節　運営業務条件

1.　運営

本業務は、次に基づいて行うものとする。

1）運営業務委託契約書
2）本要求水準書
3）要求水準書（第Ⅰ編　設計・建設業務編）
4）事業者の設計・建設業務提案書
5）事業者の運営業務提案書
6）その他市の指示するもの

2.　提案書の変更

本業務期間中に要求水準書に適合しない箇所が発見された場合には、事業者の責任において要求水準書を満足させる変更を行うものとする。

3.　要求水準書記載事項

3.1　記載事項の補足等

要求水準書で記載された事項は、基本的内容について定めるものであり、これを上回って運営することを妨げるものではない。要求水準書に明記されていない事項であっても、施設を運営するために当然必要と思われるものについては、全て事業者の責任において補足・完備させなければならない。

3.2　参考図等の取扱い

要求水準書の図・表等で「（参考）」と記載されたものは、一例を示すものである。

事業者は「（参考）」と記載されたものについて、施設を運営するために当然必要と思われるものについては、全て事業者の責任において補足・完備させなければならない。

4.　契約金額の変更

「第１章　第５節　2.　提案書の変更」、「第１章　第５節　3.　要求水準書記載事項」の場合、契約金額の増額等の手続きは行わない。

5. 本業務期間終了時の引渡し条件

事業者は本業務期間終了時において、以下の条件を満たし、本施設を市に引渡すこと。

１）市が要求水準書に記載の業務の実施のために継続して使用することに支障のない状態であること。

２）市が要求水準書に記載の業務を行うにあたり支障が無いよう、市が指示する内容の業務の市への引継ぎを行うこと。引継ぎ項目には、各施設の取扱説明書（本業務期間中に修正・更新があれば、修正・更新後のものも含む。）及び、本業務の要求水準書及び運営業務委託契約書に基づき事業者が整備作成する図書を含むものとする。

３）建物の主要構造部等に、大きな破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。

４）内外の仕上げや設備機器等に、大きな汚損や破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。

５）主要な設備機器等が当初の設計図書に規定されている性能（容量、効率、振動、温湿度、強度等計測可能なもの）を満たしていること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な性能劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。

６）事業者は、引渡時において以下の確認を行うこと。

(1) 事業者は、建設時の性能試験と同等の内容・方法で試験を実施し、保証値を満たすことを確認すること。試験方法については、市と協議すること。

(2) 事業者は、全ての設備（機械設備、土木・建築設備）について以下の確認を行うこと。

① 内外の外観等の検査（主として目視、打診、レベル測定による検査）

ａ） 汚損、発錆、破損、亀裂、腐食、変形、ひび割れ、極端な摩耗等がないこと。

ｂ） 浸水、漏水等がないこと。

ｃ） その他、異常がないこと。

② 内外の機能及び性能上の検査（作動状態の検査を含む）

ａ） 異常な振動、音、熱伝導等がないこと。

ｂ） 開口部の開閉、可動部分等が正常に動作すること。

ｃ） 各種設備機器が正常に運転され、正常な機能を発揮していること。

ｄ） その他、異常がないこと。

７）事業者は、引渡時の確認において、補修が必要な箇所を発見した場合は、事業終了時までに補修し、引渡すこと。

８）その他、本業務終了時における引渡し時の詳細条件は、市と事業者の協議によるものとする。

6. 運営の引継ぎに関する条件

１）市が本書に記載のある業務を行うにあたり支障のないよう、市へ業務の引継ぎを行うこと。

２）引継ぎ項目は、各施設の取扱説明書（本事業期間中の修正・更新内容も含む。）、本書及び焼却施設等管理運営業務委託契約書に基づき事業者が作成する図書等の内容を含むものとする。

３）事業者は、事業期間終了後の施設の運転管理業務に従事する市が指定する者に対し、施設の円滑な操業に必要な機器の運転、管理及び取扱について、教育指導計画書に基づき、必要にして十分な教育と指導を行うこと。なお、教育指導計画書、取扱説明書及び手引き書等の教材等は、あ

らかじめ事業者が作成し、市の承諾を受けること。

4 ）引継ぎに係る教育指導は、本事業期間中に実施することとし、事業者は本事業期間終了時から逆算して教育指導を計画すること。

5 ）教育指導は、机上研修、現場研修、実施研修を含むものとすること。

7. その他

その他、本運営業務期間終了時における引渡しの詳細条件は、市と事業者の協議により決定するものとし、協議は本運営業務終了の 3 年目前を目処として開始する。

第2章　運営体制

1.　業務実施体制

１）事業者は、本業務の実施にあたり、適切な業務実施体制を整備すること。

２）事業者は、受付管理業務、運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、有効利用業務、情報管理業務、関連業務の各業務に適切な業務実施体制を整備すること。

３）事業者は、整備した業務実施体制について市に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告すること。

2.　有資格者の配置

１）事業者は、本業務の現場総括責任者として、廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設技術管理者）の資格を有し、現場総括責任者としての経験を有する技術者を、本業務の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として運営開始後２年間以上配置すること。

２）事業者は、第３種電気主任技術者を配置すること。

３）事業者は、本業務を行うにあたりその他必要な有資格者を配置すること。なお、関係法令、所轄官庁の指導等を遵守する範囲内において、有資格者の兼任は可能とする。

表 2-1　運営必要資格（参考）

資格の種類	主な業務内容
廃棄物処理施設技術管理者	施設の維持管理に関する技術上の業務を担当
酸素欠乏危険作業主任者	酸欠危険場所で作業する場合、作業員の酸素欠乏症を防止する
防火管理者	施設の防火に関する管理者
危険物保安監督者・危険物取扱者	危険物取扱作業に関する保安・監督
第１種圧力容器取扱作業主任者	第１・２種圧力容器の取扱作業
クレーン運転士	クレーンの運転
第３種電気主任技術者	電気工作物の工事維持及び運用に関する保安の監督
特定化学物質等作業主任者	

※業務内容については、関係法令を遵守すること。

※その他運営を行うにあたり必要な資格がある場合は、その有資格者を置くこと。

3.　連絡体制

事業者は、平常時および緊急時の市等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告すること。

第3章　受付管理業務

1.　本施設の受付管理業務

事業者は、本要求水準書、事業者提案等を遵守し、適切な受付管理業務を行うこと。

2.　受付管理

１）事業者は廃棄物、薬剤等及び搬出物等を搬入・搬出する車両を計量機棟において記録・確認し、管理を行わなければならない。

２）事業者は直接搬入ごみを搬入しようとするものに対して、市が定める搬入禁止物基準（別添資料 4）を満たしていることを確認すること。直接搬入ごみが搬入禁止物基準を満たしていない場合は、受け入れてはならない。

３）搬入基準は、原則として毎年度、市が定めるものとする。

3.　計量

事業者は廃棄物、薬剤及び搬出物等を搬入・搬出する車両を計量機棟において計量し、その記録を管理しなければならない。

4.　案内・指示

事業者は直接搬入ごみの搬入車両に対し、ごみの降ろし場所について、案内・指示しなければならない。

5.　料金徴収代行

１）事業者は本施設に直接搬入ごみを搬入しようとするものより、市が定める料金を、市が定める方法で、市に代わり徴収しなければならない。

２）事業者は徴収した料金を、特定事業契約書に定める方法によって市へ引渡すこと。

6.　受付時間

１）日曜、は休業日とする。

２）休業日を除き、表 3-1 に示す時間については、計量棟において受付を行うこと。

３）休業日、夜間等、表 3-1 に示す受付時間外についても、市が事前に指示する場合は、受付業務を行うこと。

４）お盆、年末年始の受入については、毎年市と協議すること。

表 3-1　計量棟の受付時間

	月曜～金曜（祝日含む）	土曜（祝日含む）	日曜
収集車輛	午前 9 時 00 分 ～午後 4 時 00 分	同左	休業日
搬出車輛	午前 9 時 00 分 ～午後 4 時 00 分	同左	休業日
直接搬入	午前 9 時 00 分 ～午後 4 時 00 分	同左	休業日

第4章　運転管理業務

1.　本施設の運転管理業務

事業者は、本施設の各設備を適切に運転し、本施設の基本性能（第１章　第３節　5.　参照）を発揮し、搬入される廃棄物を、関係法令、公害防止条件等を遵守し適切に処理すると共に、経済的運転に努めた運転管理業務を行うこと。

2.　運転条件

事業者は以下に示す運転条件に基づき、本施設を適切に運転管理すること。

2.1　計画処理量

１）本施設

「第Ⅰ編　設計・建設業務編　第１章第２節 1.2 計画ごみ質」に示す低質及び高質の処理対象廃棄物において、7,806t/年の処理を可能とすること。

2.2　計画ごみ質

１）本施設

「第Ⅰ編　設計・建設業務編　第１章第２節 1.2 計画ごみ質」参照

2.3　年間運転日数

施設の年間運転日数は、搬入される廃棄物を滞りなく処理することを条件に、計画すること。

2.4　運転時間

１）施設の運転時間は、24 時間/日とする。

2.5　施設動線

１）場内の動線については、別途市の指示する動線を遵守すること。

２）緊急時については市と協議すること。

2.6　公害防止条件

第１章　第３節　3.　公害防止条件　参照

2.7　ユーティリティー条件

第１章　第３節　4.　ユーティリティー条件　参照

2.8　車両の仕様

１）市他施設への搬出車両については別途市の指示によること。

２）薬剤等の搬入車両については、本施設の運営に支障のない車両を選定すること。

3. 搬入物の性状分析

事業者は、本施設に搬入された廃棄物の性状ついて、定期的に分析・管理を行うこと。なお、分析項目、方法については、「昭和 52 年 11 月 4 日環整第 95 号」に示される項目・方法を満たすものとし、頻度については、年 4 回（3 ヶ月に 1 回）以上実施すること。

4. 搬入管理

1）事業者は、安全に搬入が行われるように、プラットホーム内及び本施設周辺において搬入車両を誘導・指示すること。また、必要に応じて誘導員を配置する等、適切な誘導・指示を行うこと。

2）事業者は、市が収集し、本施設に搬入される廃棄物について、搬入禁止物の混入防止に努めること。

3）事業者は、直接搬入ごみに含まれる搬入禁止物の検査をプラットホーム内にて実施し、その混入を防止すること。特に、段ボール箱等に入れられたものについは、その中身について確認すること。

4）事業者は、搬入廃棄物の中から搬入禁止物を発見した場合、搬入者に搬入禁止物を返還する。搬入禁止物及び搬入者毎に市が別途指示する場所への搬入を指示すること。

5）事業者は、市が収集する廃棄物の中から搬入禁止物を発見した場合、市に報告し、市の指示に従うこと。

6）事業者は、直接搬入ごみの荷降ろし時に適切な指示および補助を行うこと。

7）事業者は、市が搬入車輌に対して定期的に行うプラットホーム内での搬入検査に対して協力すること。

5. 適正処理

1）事業者は、搬入された廃棄物を、関係法令、公害防止条件等を遵守し、適切に処理を行うこと。特にダイオキシン類の排出抑制に努めた処理を行うこと。

2）事業者は、本施設より排出される炭化燃料、飛灰処理物等が関係法令、公害防止条件を満たすように適切に処理・再生すること。炭化燃料、飛灰処理物等が上記の関係法令、公害防止条件を満たさない場合、事業者は上記の関係法令、公害防止条件を満たすよう必要な処理・再生を行うこと。

3）事業者は、本施設の運転に際して、ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン等の維持管理基準を遵守すること。

6. 適正運転

１）事業者は、本施設の運転が、関係法令、公害防止条件等を満たしていることを自らが行う検査によって確認すること。

２）事業者は、前項の規定より本施設を停止した場合は、その原因及び対策について、市へ速やかに書面で報告すること。

7. 資源物の保管

１）事業者は、本施設より搬出される炭化燃料について、自らが有効利用可能な状態で適切に保管し、市に引渡すこと。

２）事業者は、本施設より搬出される鉄、アルミ等を市が指示する状態で、適切に保管し、市が指定する条件で市に引渡すこと。

8. 処分物の積込み

１）事業者は、本施設から排出される飛灰処理物、炭化不適物及び搬入禁止物を誤って受入れた物について、本施設より市が指示する処分施設への運搬車両に積込むこと。

２）事業者は、本施設から排出される炭化燃料について、有効利用が出来ない場合、本施設より市が指示する処分施設へ運搬する車両に積込むこと。なお、市が最終処分を行う場合に必要となる処分費用相当の金額を、事業者は、市に支払うものとする。

9. 搬出物の性状分析

１）事業者は、本施設より搬出する炭化燃料、飛灰安定化物、鉄、アルミ、炭化不適物等の量について分析・管理を行うこと。

２）事業者は、本施設より搬出する炭化燃料、飛灰安定化物、鉄、アルミ、炭化不適物の性状について定期的に分析・管理を行うこと。

10. 運転計画の作成

１）事業者は、年度別の計画処理量に基づく施設の点検、補修等を考慮した年間運転計画を毎年度作成し、実施しなければならない。

２）事業者は、自らが作成した年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成し、実施しなければならない。

３）　事業者は、作成した年間運転計画及び月間運転計画の実施に変更が生じた場合、市と協議の上、計画の変更をしなければならない。

11. 運転管理マニュアルの作成

１）事業者は、施設の運転操作に関して、運転管理上の目安としての管理値を設定すると共に、操作手順、方法について取扱説明書に基づいて基準化した運転管理マニュアルを作成し、マニュアルに基づいた運転を実施しなければならない。

２）事業者は、策定した運転管理マニュアルについて、施設の運転にあわせて随時改善していかなければならない。

12.　運転管理記録の作成

事業者は、各設備機器の運転データ、電気・上水等の用役データを記録すると共に、分析値、補修等の内容を含んだ運転日誌、日報、月報、年報等を作成しなければならない。

第5章　維持管理業務

1.　本施設の維持管理業務

事業者は、本施設の基本性能（第１章　第３節　5.　参照）を発揮し、本施設の維持管理業務を行うこと。

2.　備品・什器・物品・用役の調達

事業者は、経済性を考慮した備品・什器・物品・用役の調達計画を作成し、市に提出の上、調達すること。

3.　備品・什器・物品・用役の管理

事業者は、調達計画に基づき調達した備品・什器・物品・用役を常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるように適切に管理すること。

4.　施設の機能維持

事業者は、本施設の基本性能（第１章　第３節　5.　参照）を本業務期間に渡り維持すること。

5.　点検・検査計画の作成

１）事業者は、点検および検査を、本施設の運転に極力影響を与えず効率的に実施できるように点検・検査計画を策定すること。

２）点検・検査計画については、日常点検、定期点検、法定点検・検査、自主検査等の内容（機器の項目、頻度等）を記載した点検・検査計画書（毎年度のもの、本業務期間を通じたもの）を作成し市に提出すること。

３）点検・検査計画は、市に提出し、その承諾を得ること。

４）全ての点検・検査は、運転の効率性を考慮し計画すること。原則として、同時に休止を必要とする機器の点検及び予備品、消耗品の交換作業は同時に行うこと。

6.　点検・検査の実施

１）点検・検査は、毎年度提出する点検・検査計画に基づいて実施すること。

２）日常点検で異常が発生された場合や事故が発生した場合等は、事業者は臨時点検を実施すること。

３）点検・検査に係る記録は適切に管理し、法令等で定められた年数または市との協議による年数保管すること。

４）点検・検査結果報告書を作成し市に提出すること。

５）市が指示する場合、速やかに臨時の点検・検査を実施すること。

7.　補修計画の作成

１）事業者は、本業務期間を通じた補修計画を作成し、市に提出すること。作成した補修計画につ

いて、市の承諾を得ること。

2) 本業務期間を通じた補修計画は、点検・検査結果に基づき毎年度更新し、市に提出すること。更新した補修計画について、市の承諾を得ること

3) 点検・検査結果に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の補修計画を作成し、市に提出すること。作成した各年度の補修計画は市の承諾を得ること。

4) 事業者が計画すべき補修の範囲は、点検・検査結果より、設備の基本性能を維持するための部分取替、調整等である。

8. 補修の実施

1) 事業者は、点検・検査結果に基づき、本施設の基本性能を維持するために、補修を行うこと。

2) 補修に際しては、補修工事施工計画書を市に提出し、承諾を得ること。

3) 各設備・機器の補修に係る記録は、適切に管理し、法令等で定められた年数または市との協議による年数保管すること。

4) 事業者が行うべき補修の範囲は「表 5-1　補修の範囲（参考）」の通りである。

(1) 点検・検査結果より、設備の基本性能を維持するための部分取替、調整

(2) 設備が故障した場合の修理、調整

(3) 再発防止のための修理、調整

表 5-1　補修の範囲（参考）

<table>
<tr><th colspan="3">作業区分</th><th>概　　要</th><th>作業内容（例）</th></tr>
<tr><td rowspan="5">補修工事</td><td rowspan="3">予防保全</td><td>定期点検整備</td><td>定期的に点検検査又は部分取替を行い、突発故障を未然に防止する。（原則として固定資産の増加を伴わない程度のものをいう）。</td><td>・部分的な分解点検検査
・給油
・調整
・部分取替
・精度検査　等</td></tr>
<tr><td>更正修理</td><td>設備性能の劣化を回復させる。（原則として設備全体を分解して行う大がかりな修理をいう。）</td><td>設備の分解→各部点検→部品の修正又は取替→組付→調整→精度チェック</td></tr>
<tr><td>予防修理</td><td>異常の初期段階に、不具合箇所を早急に処理する。</td><td>日常保全及びパトロール点検で発見した不具合箇所の修理</td></tr>
<tr><td rowspan="2">事後保全</td><td>緊急事故保全
（突発修理）</td><td>設備が故障して停止したとき、又は性能が急激に著しく劣化した時に早急に復元する。</td><td>突発的に起きた故障の復元と再発防止のための修理</td></tr>
<tr><td>通常事後保全
（事後修理）</td><td>経済的側面を考慮して、予知できる故障を発生後に早急に復元する。</td><td>故障の修理、調整</td></tr>
</table>

※表中の業務は、プラント設備、建築設備、土木・建築のいづれにも該当する。

9. 精密機能検査

1) 事業者は、3 年に 1 回以上の頻度で、精密機能検査を実施すること。

2) 精密機能検査の結果を踏まえ、本施設の基本性能（第 1 章　第 3 節　5. 参照）を維持するために必要となる点検・検査計画及び補修計画の見直しを行うこと。

10. 施設の保全

1) 事業者は、本施設の照明・採光設備、給配水衛生設備、空調設備、緑地等の管理・点検を定期

的に行い、適切な修理交換等を行うこと。

２）特に、見学者等第三者が立ち入る箇所については、適切な管理、点検、修理、交換等を速やかに行うこと。

３）緑地の管理・点検については、草刈、剪定、消毒等までを行うこと。

11. 利用者・見学者の安全確保及び監視

１）事業者は、本施設の利用者・見学者の安全が確保される体制を整備すること。

12. 機器更新

１）事業者は、本業務期間内における本施設の基本性能を維持するために、機器の耐用年数を考慮した本業務期間に渡る更新計画を作成し、市に提出すること。作成した更新計画について、市の承諾を得ること。

２）事業者は、本業務期間中に市が最新の更新計画の作成を求める場合は、最新の更新計画を作成し、市に提出すること。作成した更新計画について市の承諾を得ること。

３）事業者は、更新計画の対象となる機器について、更新計画を踏まえ、機器の耐久度・消耗状況により、事業者の費用と責任において、機器の更新を行うこと。但し、法令改正、不可抗力によるものは事業者による機器更新の対象から除くものとする。

13. 長寿命化計画の作成及び実施

１）事業者は、本業務期間を通じた長寿命化計画を作成し、市の承諾を得ること。

２）本業務期間を通じた長寿命化計画は、点検・検査、補修、精密機能検査、機器更新等の履歴に基づき毎年度更新し、その都度、市の承諾を得ること。

３）事業者は、長寿命化計画に基づき、本施設の基本性能を維持するために、維持管理を行うこと。

14. 改良保全

事業者は、改良保全を行おうとする場合は、改良保全に関する計画を提案し市と協議すること。

15. 教育訓練計画

事業者は、作業員に対して新規雇用時も含め、継続的に施設の円滑な操業に必要な機器の運転、管理及び取扱について、教育指導を実施すること。

第6章　環境管理業務

1.　本施設の環境管理業務

事業者は、本施設の基本性能（第１章　第３節　5.　参照）を発揮し、関係法令、公害防止条件等を遵守した適切な環境管理業務を行うこと。

2.　環境保全基準

１）事業者は、公害防止条件、環境保全関係法令、「西海市エネルギー回収推進施設整備に係る生活環境影響調査書」等を遵守した環境保全基準を定めること。

２）事業者は、運営に当たり、環境保全基準を遵守すること。

３）法改正等により環境保全基準を変更する場合は、市と協議すること。

3.　環境保全計画

１）事業者は、本業務期間中、本施設からの排ガス・騒音・振動・悪臭等による周辺環境に影響を及ぼすことがないように、環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた環境保全計画を作成し、市の承諾を得ること。なお、測定項目及び頻度は「第Ⅰ編　設計・建設業務編　第１章第２節 10 公害防止基準」に示す内容について含むものとすること。

２）事業者は、環境保全計画に基づき、環境保全基準の遵守状況を確認すること。

３）事業者は、環境保全基準の遵守状況について市に報告すること。

4.　作業環境保全基準

１）事業者は、ダイオキシン類対策特別措置法、労働安全衛生法等を遵守した作業環境保全基準を定めること。

２）事業者は、運営に当たり、作業環境保全基準を遵守すること。

３）法改正等により作業環境保全基準を変更する場合は、市と協議すること。

5.　作業環境保全計画

１）事業者は、本業務期間中、 作業環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた作業環境保全計画を作成し、市の承諾を得ること。

２）事業者は、作業環境保全計画に基づき、作業環境保全基準の遵守状況を確認すること。

３）事業者は、作業環境保全基準の遵守状況について市に報告すること。

第7章　有効利用業務

1.　有効利用業務

事業者は、本施設の基本性能（第１章　第３節　5.　参照）を発揮し、関係法令、公害防止条件等を遵守した適切な有効利用業務を行うこと。

2.　炭化燃料の資源化

１）事業者は、本施設からの炭化燃料について、原則、全量有効利用を図るものとし、市は、事業者の提案する価格にて、炭化燃料を事業者に有償で譲渡する。

２）事業者が有効利用できない炭化燃料については、市が有効利用または最終処分を行うものとする。事業者は、市が有効利用するか最終処分するかに拘わらず、事業者が有効利用できない炭化燃料を市が最終処分を行うものとした場合に必要となる運搬・処分費用相当の金額を、市に支払うものとする。

３）事業者は、炭化燃料の有効利用に係る全ての事務手続きを自らの責任及び費用負担において行わなければならない。

４）事業者は、炭化燃料の有効利用に関して、有効利用先、有効利用方法、有効利用量及び逆有償とならないように運搬状況等について記録し、市に報告しなければならない。

第8章　情報管理業務

1.　本施設の情報管理業務

事業者は、要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な情報管理業務を行うこと。

2.　運転管理記録報告

１）事業者は、廃棄物搬入量、廃棄物搬出量、薬剤等搬入量、運転データ、用役データ、運転日誌、日報、月報、年報等を記載した運転管理に関する報告書を作成し、市に提出すること。

２）報告書の提出頻度・時期・詳細項目は市と協議の上、決定すること。

３）運転記録に関するデータを法令等で定める年数または市との協議による年数保管すること。

４）ファイリングシステム等を導入して、書類は年度ごとに管理し、必要な書類が速やかに取り出せるようにすること。

3.　点検・検査報告

１）事業者は、点検・検査計画を記載した点検・検査計画書、点検・検査結果を記載した点検・検査結果報告書を作成し、市に提出すること。

２）計画書、報告書の提出頻度・時期・詳細項目は市と協議の上、決定すること。

３）点検・検査に関するデータを法令等で定める年数または市との協議による年数保管すること。

４）ファイリングシステム等を導入して、書類は年度ごとに管理し、必要な書類が速やかに取り出せるようにすること。

4.　補修・更新報告

１）事業者は、補修計画を記載した補修計画書、補修結果を記載した補修結果報告書を作成し、市に提出すること。

２）事業者は、更新計画を記載した更新計画書、更新結果を記載した更新結果報告書を作成し、市に提出すること。

３）計画書、報告書の提出頻度・時期・詳細項目は市と協議の上、決定すること。

４）補修、更新に関するデータを法令等で定める年数または市との協議による年数保管すること。

５）ファイリングシステム等を導入して、書類は年度ごとに管理し、必要な書類が速やかに取り出せるようにすること。

5.　環境保全報告

１）事業者は、環境保全計画に基づき計測した環境保全状況を記載した環境保全報告書を作成し市に提出すること。

２）報告書の提出頻度・時期・詳細項目は市と協議の上、決定すること。

３）環境保全に関するデータを法令等で定める年数または市との協議による年数保管すること。

４）ファイリングシステム等を導入して、書類は年度ごとに管理し、必要な書類が速やかに取り出せるようにすること。

５）市が指定する環境保全状況に関するデータについて、ホームページによる情報提供を行うこと。

6. 作業環境保全報告

１）事業者は、作業環境保全計画に基づき計測した作業環境保全状況を記載した作業環境保全報告書を作成し、市に提出すること。

２）報告書の提出頻度・時期・詳細項目は市と協議の上、決定すること。

３）作業環境管理に関するデータを法令等で定める年数または市との協議による年数保管すること。

４）ファイリングシステム等を導入して、書類は年度ごとに管理し、必要な書類が速やかに取り出せるようにすること。

7. 施設情報管理

１）事業者は、本施設に関する各種マニュアル、図面等を本業務期間に渡り適切に管理すること。

２）事業者は、補修、機器更新、改良保全等により、本業務の対象施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更すること。

３）本業務の対象施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法については市と協議の上決定すること。

４）ファイリングシステム等を導入して、必要な書類が速やかに取り出せるようにすること。

8. その他管理記録報告

１）事業者は、本施設の設備により管理記録可能な項目、または事業者が自主的に管理記録する項目で、市が要望するその他の管理記録について、管理記録報告を作成すること。

２）提出頻度・時期・詳細項目については、市と別途協議の上、決定すること。

３）市が要望する管理記録について、法令等で定める年数または市との協議による年数保管すること。

４）ファイリングシステム等を導入して、書類は年度ごとに管理し、必要な書類が速やかに取り出せるようにすること。

第9章　関連業務

1. 本施設の関連業務

事業者は、要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な関連業務を行うこと。

2. 清掃

事業者は、施設の清掃計画を作成し、施設内を常に清掃し、清潔に保つこと。特に見学者等第三者の立ち入る場所について、常に清潔な環境を維持すること。

3. 防火管理

１）事業者は消防法等関係法令に基づき、対象施設の防火上必要な管理者、組織等の防火管理体制を整備すること。

２）事業者は、整備した防火管理体制について市に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告すること。

３）事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、防火管理上、問題がある場合は、市と協議の上、施設の改善を行うこと。

４）特に、ごみピット、貯留設備等については、入念な防火管理を行うこと。

4. 施設警備・防犯

１）事業者は、場内の施設警備・防犯体制を整備すること。

２）事業者は、整備した施設警備・防犯体制について市に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告すること。

３）事業者は、場内警備を実施し、第三者の安全を確保すること。

5. 見学者対応

１）事業者は、市が受付けた見学者に対して、施設の稼動状況及び環境保全状況等の説明を行い、見学者が、本施設についての理解を得るように努めること。なお、見学者の受付けは市が行うものとする。

２）見学者説明要領書を作成し、市の承諾をえること。

３）事業者は、成人用、小学生用パンフレットを各年間 200 部作成・確保すること。なお、建設時に作成した説明用パンフレットが残っている場合は、これを利用すること。外国語（英語）での説明用パンフレットについても、適宜配布できるように作成・確保しておくこと。

４）ホームページに見学者申込み方法を表示すること。

6. 住民対応

１）事業者は、常に適切な運営を行うことにより、周辺の住民の信頼と理解、協力を得ること。

２）市が住民等と結ぶ協定等を十分理解し、これを遵守すること。

３）事業者は、本施設の運営に関して、住民等から意見等があった場合、適切に対応し、市に報告

すること。

7. 車両誘導

事業者は、搬入車両の渋滞時等に安全に搬入が行われるように、必要に応じて誘導員を配置する等、施設敷地周辺において適切に搬入車両を誘導・指示すること。